

神戸市営住宅条例施行規則の一部改正（案）の概要

住宅都市局住宅部住宅管理課

1. 改正理由

民間から借り上げている都市再生住宅の借上げ期間満了に伴い、それまで都市再生住宅として借り上げていたものの一部を公営住宅として新たに借り上げる必要があり、それに伴い、神戸市営住宅条例施行規則の別表に追記する予定です。

2. 改正案の概要

神戸市営住宅条例施行規則の別表中の名称と、エリア係数（家賃算定の要素となる係数で、市内を約 180 の地域に分け、民間賃貸住宅家賃相場を参考に立地条件について係数設定したもの）に、『神戸市営まあぶる・おおみち住宅』の追加を行います。

3. 施行予定

平成 29 年 1 月 1 日